

## 関西地区研究会（五月九日）

### 明治末における農村計画

— 和歌山県を事例として —

橋 本 和 幸

#### 1. はじめに

明治末「臥薪嘗胆」の日露戦争後すぐに原内務大臣は、地方長官会議で次の如く述べている。「日ソ戦後の経営を為すには各種の方

面に発展を促がすの必要あるや勿論なりと雖も、茲に最も注意すべきは経済問題にして、民間経済の発達は、戦後経営の主眼とする所なり」（『内務省史』第四卷、三五—頁）。「戦後経営」と述べられている経済問題の実情は如何であったか。すでに日清戦争後に於いて、河川法（一八九六）、小学校令改正（一九〇〇）、などによって地方財政への影響は甚大なものがあつたが、日露戦争後においても、「地方税制限に關スル法律」（一九〇八）による地方住民の負担増、改正小学校令（一九〇七）による就学年限の延長、伝染病予防法（一九〇五）による町村衛生費の急増、公共施設の整備による土木費の増大と、地方行財政の負担は増大の一途をたどり、それは結局地方住民へのしわよせを促すものであつた。たとえば、東牟婁郡にみる市町村税滞納額の割合は、一九〇四年が一二%であつたものが、一二年には二六%にまで増加している。滞納者数では、一二年に三五%に達している。すでに一九〇二年に那賀郡では訓令をだして、「町村税滞納督促条例に規定スヘキ標準」を定め、一九〇五年には同郡長は町村立小学校長に「納税義務、觀念」を小学校児童に教授するよう訓示している。

この時期、いまま少し和歌山県下の事情を数字で示すなら、日高郡の職業別戸数は、農業では一九〇七年の六一%をピークに、それ以降減少し、工業は、一八九七年三%、一九一五年五%、商業は、一九七年九%、一九〇七年一三%となつている。同郡での田畑自作地率は、自作地率がこの時期を谷底として減少してきているのに対して、小作地率は増加し四五%にまで達している。また社会的移動

としての本籍人口に対する出住者の割合は、和歌山県全体では、一九〇四年を百とした場合、一九一八年分で本籍人口は一一九、出住者は二二七、那賀郡では、本籍人口一五、出住者二六一、となり、とりわけ他府県出住者の増加（三三五）が目立っている。一般に指摘される都会熱、企業熱そして地方の疲弊という事情をここにみる事ができよう。いま一つの事実を示せば、日高郡における十町歩以上地主（寄生地主）の数においても、所有地においても、最大となっており（谷口恒一「日高地方の地主制」、『和歌山の研究』四、清文堂）、その意味で寄生地主制のビークを形成している時期を理解することができる。

明確な形で、für sich な形態はとらなくとも、地主同盟会、小作人組合の組織化の端緒をなす時期でもあり、大正後期からファシズム期にいたるプロセスとして位置づけることもできよう。

かくて、地主の寄生化にともなう農村支配秩序の動揺およびその再編成というダイナミックな社会構造の実態把握の材料を提供してくれる時期である。

## 2 地方改良運動と農村計画

基本的には明治中期から始まるとはいえ、一貫して農村計画の主たる内容をなしたものは、一つは町村是運動であり、二つは報徳社会の活動である。この二つの運動は、日露戦争後登場してくる地方改良運動の柱となった。また、この運動を全体として方向づけたものが一九〇八年の「戊申詔書」である。詔書発直後の地方長官

会議で、平田内務大臣は、次のように訓示している。「聖旨を奉体し、国運の発展を図るの途は、民力の涵養と風紀の振興とに在り。……即善行表彰の事業、模範職工、小作人の奨励、篤志家の懇談会、青年会、報徳会、其他経済矯風に関する講演等、各地の情状に応じて之を話用し利導して、勤勞の精神と協同輯睦の美風を涵養するに努められんことを望む。政府は、是等地方改善の事業に就ては、更に計画を尽し、務て便宜と助力とを与へんことを期す」（『内務省史』第四卷）。

那賀郡では、一九〇九年に郡長が町村長、公私立学校教員に対して、「戊申詔書普及方法」の訓示を発し、「上下心ヲ一ニシ」、「忠実業ニ服シ」、「勤儉産ヲ治メ」、「惟レ信惟レ義」、「醇厚俗ヲ為シ」、「草を去り実に就キ」、「荒怠相誠メ」、「自彊息マス」という各事項につき、きめ細かな指導を行っている。またこの訓示は、町村長は毎年「詔書下賜記念日」に「通俗談和会、同窓会、青年会、婦人会等ヲ開催セシメ、詔書ヲ奉体シ、御趣旨ヲ講話」すると同時に、学校教員もまた「学校式日ニ於テ、教育勸語ト共ニ、戊申詔書ヲ奉体」し、その他町村長は学校教員、神職僧侶、地方名望家と図ってその為の事業を行うことを極力勧めてもいる。地方改良運動の一つの柱でもあった教育啓蒙と国家と地方一般民衆との結合の施策は、こうした普及方法を通じて理解することができる。

また和歌山県知事は、一九〇九年七月「地方民資ノ充実並活用ニ関スル奨励方左ノ通相定ム」とする訓令を郡・市役所、町村役場に出している。その第二条に「本委員ハ勤儉貯蓄奨励委員ト称スルモ

ノトス」とあるように、これは、貯蓄の徹底を図ることを狙いとす  
るものである。県内務部長が委員長になり、「郡市長及町村長ハ、  
郵便局長、警察官、学校職員、神務僧侶、地方有力者等ト協力シ、  
勤儉力行、旨趣ヲ懇篤指示シ奨励」するよう明記している。同時に、  
この訓令は、「地取改良ノ一端トシテ之ヲ行フモノ」であること、  
さらに、「市町村是ノ中ニハ殆ント貯蓄奨励ノ一項ヲ加ヘサルナキ  
モ、其実行ヲ挙ケサルモノアリ」とあるように、地方改良運動や市  
町村是との関係を努めて意図している。あるいはこの時期、いくつ  
かの町村では「勤儉貯蓄同盟」の整備・新設が図られ、規約の明文  
化されているところもある。たとえば、有田郡烏屋城村では、村長  
が委員長に、村会議員が委員に、そして幹事には貯蓄部長（各字の  
長）が当り、相互勤儉および貯蓄を目的とする細かな取り決めを定  
めている。

一九一〇年、那賀郡に郡地主会が設立されている。「地主对小作  
人の関係、近時の趨向洵に寒心に堪へざるあり。…近來産米の漸  
次粗悪に流るる傾向あるも畢竟兩者関係の円満ならざるに基因す。  
所謂手作米なるものに比較的良米多くして小作米と云へば粗悪米な  
りとの感を起さしむるに至りたる所以のものは、兩者関係の親密な  
らざるを表明するものなり」（『和歌山県農会農事共進会報告』  
一九一一年）。こうした背景のなかで、地主会は「本会に小作ヲ誘  
掖指導シ米質改良増獲ヲ計リ、兼ネテ地方公共事業ノ振興ニ協力シ、  
地主ノ本領ヲ發揮スルヲ以テ目的」とし、「各級農会ト気脈ヲ通シ  
歩調ヲ共ニスルコト」、「地主小作者ノ円満ヲ謀ルコト」、「小作

米品評会ヲ開設スルコト」、「勤儉貯蓄ヲ奨励シ殊ニ産業組合設立  
ニ助力スルコト」等の実行を期すと同時に、他方郡農会は、小作人  
保護奨励方法を定め、そのなかで小作人表彰規程を明文化している。  
それは、「小作人ニシテ農事ノ改良ニ精励シ以テ衆人ノ模範トナス  
ヘキ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス」るものであり、表彰されるべき者は、  
次の各号の一に該当する者とされる。①小作人ニシテ地主ニ対シ平  
素忠実ヲ尽シ農業ニ精励シ品行方正ノ模範トナスニ足ルベキ者、②  
共同苗代ヲ経営シ正条植ヲ為シ病害虫ノ駆除予防ニ尽力スル者、③  
米質ノ撰択俵装ノ法等郡地主会ノ所定ニ準拠シ常に上米ヲ地主ニ納  
付スル者、④其他農事ノ改良進歩ニ精励スル者。  
これらいくつかの史料を通して、明治末における農村計画の事情  
を推しはかることが可能であろう。

### 3 おわりに

最後に若干整理をしておこう。

① 「明治末」と設定する場合、それは、一応日露戦争後から大正  
六年（一九一七）ぐらいまでを含むものと考えてよいだろう。たと  
えば、地方改良運動のなかで強調された青年会組織の再編について  
いえば、和歌山県では大正五年（一九一六年）県訓令で「青年会綱  
領」を発表しているし、全国的にも一九一五年に内務・文部両省次  
官通牒で「青年団体ノ設置ニ関スル標準」が示されている。また、  
地主・小作関係についてみて、和歌山県で小作争議が生じるのは  
大正六年からである。その意味で、「明治末における農村計画」と

いう場合、日本資本主義の展開過程と地主制的土地所有の矛盾の弥縫、その意味での農村における地主的支配秩序の再編という課題を設定することができよう。

② このように考えるなら、この時期は、地主の寄生化がピークをなす段階であり、そのことは、「農業における地主の機能喪失」

(高橋亀吉)が明確化してくる時期と捉えることもできよう。「徳義は日々農会を逸失し去り、和衷融合の優美なく……地主は小作人の膏血を吸はんとし、小作人は地主を顧みず自己の懐を肥さんとし互に相譲らずして日に悲境に陥らんとし利益の衝突また衝突、然り地主と小作者の衝突は年一年其努力を強烈ならしむるやの觀あり……家族的習慣を養成する事、最も必要ならんか即ち換言すれば地主は親にして小作は子弟なりとせば、兩者の間に和氣相融合し、小作は地主に従順ならんとし、地主は小作を愛せんとするに至る」(小川芳太郎「地主及小作人ニ望ム」、『和歌山県農會報』第九号)。すなわち、高橋氏のいう「地主が農村社会の中堅をなしたわけは、彼らが常に率先して勤勉力行、農事の改良進歩の中心となってきたからである」(『明治大正農村経済の変遷』)という篤農家の地主は、寄生化することによつてもはやそうした機能を喪失していくわけで、そうした脈絡のなかで、地主同盟会の設立、郡農会による小作人表彰の施策を理解しておく必要がある。

③ こうした情況のなかで、村落秩序の担い手への関心は、急である。その場合、地主階級に地方におけるリーダーとしての自覚を捉えたことは当然である(もちろん、明治末における近代官僚制的支

配の地方への浸透によつて、警察官、教員、その他の地域内におけるリーダーないし、サブ・リーダーが登場してきており、しばしば様々な協力関係によつて支配がおこなわれる)としても、それは「遊食階級」(高橋)としての寄生地主ではなく、耕作地主ないし自作上層農に村落秩序の具体的担い手を期待しているといえる。たとえば、日高郡東内原村での役職者の階層をみれば、それ以前において二ないし三町歩以上所有層からの出身が殆んどであるのに対して、明治後期には一町歩所有層にまで下つてきている(谷口恒一、前掲書)。また、それだけでなく、青年会等への関心の強さにみられるように、村落内サブ・リーダー層の育成も注目される。

④ 運動が、基盤の貧困化を前提として生じてきていることから明らかのように、地方改良運動は、しばしば「人づぐり」運動として、換言すれば「心構え」を強調する精神運動として推進されていくことも注意しておく必要があるだろう。その場合、「全体社会の下層に居る人方は、自分が能く働いて能く飯を食って、人の世話にならなければ、それが一番宜しいので其の士を望むと云うことは無理である。其の以上を望むならば非常なる間違ひが起るべき道理である」(横井時敏、『和歌山県農會報』第十三号、一九〇三)という指摘にみられるような模範的小作人の養成だけでなく、公徳心と勤勉に裏打ちされた「自発」的人間の養成に主眼がおかれている。そこでは、多くの場合、家族主義(有機体論)が利用される。

⑤ 最後に、こうした地方改良運動がかならずしもストリートに地方の隅々にまで浸透していったものではないことにも注意しておく

必要がある。地方改良運動の展開に際して、模範町村の表彰がいたるところで実行されているが、「所謂模範町村に於いては成程郵便貯金額は多く一見富裕の觀を呈せるもその町村民は却って悲境に苦み、巡回図書館はあるも新聞雜誌の購読者は他町村に比して寧ろ少き有様にして善良なる寺院優美なる医師は固より彼等の有にあらざ……」(『和歌山新報』一九一一年一月八日付)というように、政策と現実の間には、非常なズレが生じていたことを理解する必要があるだろう。